第2回香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	報告事項3 資料6
令和8年11月26日（木）	

病床数適正化緊急支援事業について

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、書面による協議に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。書面協議の結果について、報告いたします。

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2608　メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

書面協議の概要

実施理由

本事業は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化に取り組む医療機関を支援するものであり、県では、地域医療構想調整会議で地域の合意が得られたものについて、申請の認定を行っています。
第2回申請受付分については、国への申請書提出期限が令和8年10月30日(金)とされており、地域医療構想調整会議での協議が困難であったことから、書面により協議を実施しました。

協議事項

第2回申請で申請のあった病床削減について、各医療機関の取組が医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を図るものであり、効率的な医療提供体制の確保に資するものとして、下記のとおり認めることとしてよろしいか、御意見を伺います。

■県の方針案
病床数適正化緊急支援事業は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に生じる様々な課題に対し、支援を行う事業ですが、県としては、地域の医療提供体制を維持する観点から、病床削減後の基準病床数が必要病床数と同数となるまでを削減可能な病床数の目安として考えております。
香取海匝圏域では、第1回申請及び第2回申請で合計67床(第1回66床、第2回1床)の申請があったところですが、申請のあった病床数を全て削減しても基準病床数は必要病床数を273床上回っていることから、第2回申請で申請のあった全ての病床の削減を認めることとしたい。

(参考)第2回申請状況
①医療法人社団華光会 山野醫院:1床申請

書面協議結果

■結果
　全24名の委員から「同意する」との回答が得られました。

■主な意見
　特段意見はございませんでした。

■県の対応
　書面協議の結果、香取海匝圏域における第2回申請分全ての申請について地域の合意が得られたため、申請の認定を行い、令和8年10月30日（金）に厚生労働省へ提出いたしました。

（参考）

第2回香取海匝地域保健医療連携・
地域医療構想調整会議（書面協議）

病床数適正化緊急支援事業について

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室
電話番号：043-223-2608　メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

病床数適正化緊急支援事業について①

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的とする。

事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を支援。
（概要） 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象として国が財政支援を行う。
（支給額） 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円/床（ただし、休床の場合は、2,052千円/床）

支給対象

（支給対象）
- 令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床の削減を行う医療機関
- 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

（算定除外）
- 産科・小児科病床の削減（分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- 同一開設者による病床融通
- 事業譲渡等による削減
- 病床種別の変更によるもの
- 感染症協定を締結した確保病床数の削減（余剰分は削減可能）
- 特例病床等を有する医療機関で、許可内容の用途で活用していない該当の特例病床等を削減しない場合、全ての削減した病床数

（支給対象外）
- 申請日時点で、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合※1
- 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合※2
- 令和9年3月31日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

※1・※2については、地域医療構想調整会議で合意を得られたものは支給対象となる

病床数適正化緊急支援事業について②

事業活用に当たっての留意事項

1　開設者又は開設者であった者への影響

国の病床数適正化緊急支援事業実施要綱では「給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が令和19年3月31日までに病床を増加させた場合、医療法第30条の4第10項から12項までの規定により、都道府県が病床の増加が必要と認めた場合を除き給付金を返還する」とされている。

※「開設者又は開設者であった者」の定義：医療機関単位ではなく、法人単位となる。

※精神病床を削減して、一般・療養病床を増加させた場合も給付金の返還対象となる。

2　基準病床数の取扱いについて

本事業で削減された病床については、不可逆的な措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされている。

また、基準病床数の引下げについては、少なくとも今年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間に都道府県において基準病床数の引下げを行う。

【参考】病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）
（令和8年4月8日医政発0408第14号　障発0408第6号）

申請に係る千葉県の役割

①申請内容の審査
②医療機関へ認定又は不認定の通知
③厚生労働省へ申請書の提出

（参考）申請フロー

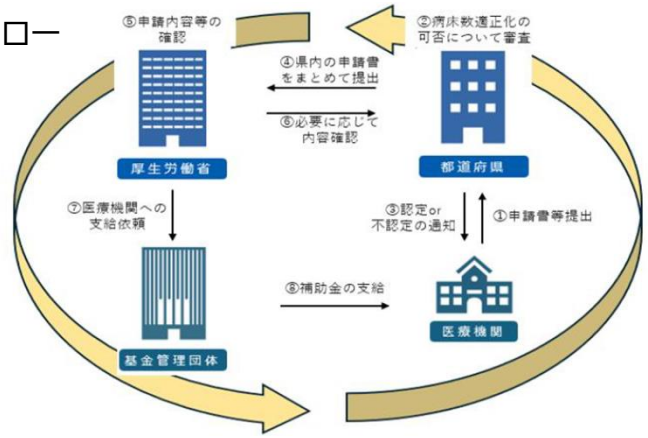

国実施要綱（5）（5-2）に基づき、一般・療養病床については、**地域医療構想調整会議で地域の合意が得られたもの**について、**申請の認定を行います**。※精神病床については「地方精神保健福祉審議会」で協議予定。

事業実施スケジュールについて（予定）

令和８年９月３０日　　第2回申請受付終了

令和8年10月30日まで　千葉県から厚生労働省へ申請書の提出

千葉県から厚生労働省へ申請書の提出後に厚生労働省でも申請内容（審査結果）等の確認を行います。
なお、厚生労働省の確認が終了次第、基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給が行われます。

※　第1回申請については、7月14日に申請を締め切り、8月24日に厚生労働省へ提出いたしました。
※　第3回申請については、医療機関から都道府県への申請期限は11月30日ですが、申請状況や予算の状況によって実施しない可能性があります。
※　基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給時期は未定です。
※　病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により千葉県への実績報告を行っていただきます。
※　病床の削減に係る許可申請については、申請から許可まで1ヶ月程度かかりますので余裕を持って申請願います。（許可申請に関するお問い合わせは医療整備課医療指導班までお願いします。）

御協議いただきたい内容

第2回申請で申請のあった病床削減について、各医療機関の取組が医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を図るものであり、効率的な医療提供体制の確保に資するものとして、下記のとおり認めることとしてよろしいか、御意見を伺います。

■県の方針案

病床数適正化緊急支援事業は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に生じる様々な課題に対し、支援を行う事業ですが、県としては、地域の医療提供体制を維持する観点から、病床削減後の基準病床数が必要病床数と同数となるまでを削減可能な病床数の目安として考えております。

香取海匝圏域では、第1回申請及び第2回申請で合計67床（第1回66床、第2回1床）の申請があったところですが、申請のあった病床数を全て削減しても基準病床数は必要病床数を273床上回っていることから、第2回申請で申請のあった全ての病床の削減を認めることとしたい。

（別紙４）

病床数適正化緊急支援事業に係る申請内容報告書

作成日：令和８年９月２６日

１　基本情報等

法　人　名	医療法人社団華光会
医療機関名	山野醫院
所　在　地	千葉県香取市佐原イ３４１６番地

２　現在担っている役割と今後担う役割

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
削減**前**の役割	○	○	○	○						○	○
削減**後**の役割		○	○	○						○	○
その他の内訳及び補足等	認知症										

※「削減前の役割」とは、具体的対応方針により県に報告している現状の役割を記載してください。

３　病床数適正化緊急支援事業の申請内容

	削減前の許可病床数	削減後の許可病床数	削減病床数の内訳	
			支給対象病床	支給対象外病床※
合計	2床	1床	1床	0床
高度急性期	床	床	床	床
急性期	床	床	床	床
回復期	床	床	床	床
慢性期	2床	1床	1床	0床
休棟中等	床	床	床	床
支給対象外病床の内訳※				

R8 年 10 月 1 日から病床の機能区分については、２０４０年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿として急性期と回復の機能を併せ持つ機能が重要となること等を踏まえ、これまでの４区分のうち、「回復期機能」について、「包括期機能」として位置づけを見直しすることとされています。

４　病床削減を実施する理由等

本地域の慢性期病床は必要数を充足し、また、地域の看護師確保困難や人件費及び業務委託費等も高騰している。

以上の事を踏まえ、外来及び在宅医療へ重点を移し病床削減を実施する。

なお、病床数適正化緊急支援事業の第1回申請においては、2025年9月に削減した6床のうち昨年度の適正化支援事業で内示を受けられなかった4床、2025年5月に削減した1床、今年度削減予定の17床の合計22床について申請している。